

国際研究集会開催助成規程

【趣旨】

市村学術賞受賞者の受賞研究分野での国際的学術交流を促進するため、受賞者が受賞研究関連分野をメインとする国際研究集会を、日本国内において主体的立場で開催する場合、その開催経費の一部を助成します。

【1. 申請資格】

当財団が贈呈する市村学術賞を受賞し、受賞学術関連分野をメインとする日本国内で開催される国際研究集会を主体的立場（*1）で開催する方とする。

（*1）主体的立場とは、当該国際研究集会の組織委員長、プログラム委員長もしくはこれに準ずる責任ある役割を担っていること。

【2. 助成範囲】

国内外の研究者の招へい費用（渡航費、交通費、滞在費）、会場費（会場借料、備品借料）、印刷製本費等、国際会議の開催に必要な経費費目とする。（別紙「助成金使途費目」参照）

【3. 助成対象とする国際研究集会】

受賞後 10 年以内に開催され、開催の意義が認められ、効果が期待できるものであって、以下のカテゴリーA または B に該当するもの。

A：国際的に権威ある機関、団体が主催する国際研究集会

B：ワークショップ、二国間交流セミナー等比較的小規模な公開国際研究集会

【4. 開催回あたりの助成額】

1 回の国際研究集会あたりの助成額は参加予定者数×2 万円を上限とし、加えて上記カテゴリーA の国際研究集会の場合は 500 万円以下、カテゴリーB の国際研究集会は 100 万円以下とする。

【5. 助成回数、合計助成金額】

受賞者あたりの助成回数に制限は設けないが、助成額の合計は 600 万円を上限とする。

【6. 申請方法】

申請、審査および助成金の贈呈は各国際研究集会毎に行う。

申請者は指定書式の申請書を、当財団ホームページの Web 登録システムにて作成、登録するとともに、必要な添付書類（国際研究集会開催助成申請書および国際研究集会開催助成申請書作成要領参照）を Web 登録システムに登録する。あわせて申請書および添付書類の一式を郵送により提出する。

【7. 申請時期】

（1）申請者は開催ドラフトを国際研究集会開催月の 1 年以上前までにメール等で提出しなければならない。開催ドラフトの書式は特に設定しないが、記載する項目は申請書に準ずるものとする。

（2）国際研究集会開催助成申請書は国際研究集会開催月の 6 ヶ月以上前までに提出しなければならない。

【8. 助成の決定と通知】

市村学術賞審査委員会が申請者の役割、国際研究集会の内容（主催者・規模、開催の意義や効果などに加え、ホームページ等による開催案内告知、参加費・懇親会費徴収の有無、他の助成金・寄付金獲得努力等を含む）及び経費の妥当性等について審査し、財団理事長が採否及び助成額を決定する。その結果は速やかに申請者及び申請書記載の主催団体代表者に通知する。

【 9. 助成金贈呈】

国際研究集会開催月の原則 3ヶ月前までに助成対象者指定の銀行口座に振込む。

【 10. 助成金受領者の義務】

- (1) 採択通知後、速やかに助成決定金額を反映した国際研究集会実施計画書を提出しなければならない。
- (2) 国際研究集会終了後、3ヶ月以内に財団所定の国際研究集会実施報告書、経費報告書、所要経費報告明細書（請求書・領収書の写しを添付）及び会議の様子がわかる写真3葉以上（会議場概観、講演風景、集合写真等のキャプション付き）、プログラム、プロシーディングを提出しなければならない。また、国際研究集会実施報告書、経費報告書、所要経費報告明細書、写真については電子ファイルでも提出することとする。報告書の書式は当財団のホームページに掲載する。
- (3) 当財団（*2）の助成を受けた旨を研究集会の開催案内、プロシーディング等に明記しなければならない。
（*2）新技術開発財団（The New Technology Development Foundation）
- (4) 助成決定後または国際研究集会実施計画書提出後に計画が変更になった場合は、速やかに国際研究集会実施計画変更申請書を提出しなければならない。この場合、当財団は必要に応じて申請者と協議し、承認の可否、付帯事項を文書により申請者、主催団体代表者に通知する。

【 11. 助成金の返還】

下記のいずれかが明らかになった場合は、助成金の一部あるいは全額の返還を求める。

- (1) 開催時期や規模が、当初の計画から大きくずれた場合や中止になった場合
- (2) 虚偽の申請あるいは報告をした場合
- (3) 助成金を目的外に不正流用した場合
- (4) 助成金受領者の義務を果たさなかった場合

【 12. 個人情報の取扱い】

- (1) 利用目的：申請書に含まれる個人情報は、助成採否の結果の通知のために使用します。
- (2) 第三者への提供：採択された場合は、申請者氏名、所属機関・役職、研究集会名及び研究集会実施報告書、提出された写真等を財団年報等で公表します。

【 13. 施行日】

本助成の施行日は平成28年4月1日とし、過去の受賞者も対象とする。

【 14. 申請書の請求及び提出先】

〒143-0021 東京都大田区北馬込1-26-10

公益財団法人 新技術開発財団 国際研究集会開催助成事業担当

TEL : 03-3775-2021

FAX : 03-3775-2020

別紙【助成金使途費目】

使 途 費 目	助 成 対 象 と な る 項 目
①招へい費	i) 海外の招待講演者本人のみの招へい費用 ・航空券（エコノミー） ・滞在費（3万円以内/泊で、空港・会議場と宿泊先間の交通費を含む） ii) 国内の招待講演者本人のみの交通費、宿泊費 ・交通費（居住地と宿泊先あるいは会議場との間の国内移動費） ・滞在費（2万円以内/泊で、空港・会議場と宿泊先間の交通費を含む）
②会場費	i) 会場借料 ii) 備品借料
③印刷製本費	i) 要旨集、プロシーディング等 ii) 開催案内ポスター、プログラム
④謝金	i) 招待講演者（15万円以内/人）
⑤委託費	i) 開催期間中の通訳・翻訳等の委託費 ii) アルバイト代
⑥会議費	i) 招待講演者、研究集会参加者が一同に介して交流を深めるバンケット費用（助成額の20%以内で、開催期間中1回に限る）

制定 平成21年4月7日

改定 平成22年3月17日、改正 平成25年2月1日 改訂 平成25年5月1日

改訂 平成26年7月1日、改訂 平成26年10月8日

改定 平成28年4月1日